

会津大学における教員の職に関する規程

(2020年 8月19日規程第 6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学における教員の職について必要な事項を定める。

(上級准教授の職の設置)

第2条 会津大学学則第7条に規定する准教授の職に、教育研究上の優れた能力があると認められる者の職として上級准教授を置く。

(手続き)

第3条 上級准教授の採用又は昇任は、部局長会議の議を経て理事長が決定する。

(教員の職)

第4条 学校教育法における教員の職に対応する会津大学における教員の職については次のとおりとする。

学校教育法における教員の職	会津大学における教員の職 (職務の級)
教授	教授 (4級)
准教授	上級准教授 (3級)
	准教授 (2級)
講師	講師 (2級)
助教	助教 (1級)
助手	助手 (1級)

附 則

- 1 この規程は、2020年8月19日から施行する。
- 2 会津大学上級准教授の呼称付与に関する規程(平成19年2月26日規程第83号)は、廃止する。